

行刑施設における問題群別処遇に関する研究

矯正協会附属中央研究所 水上 好久
 砂山 千明*
 木下 貴寿
 久我 洋二
 川上 決
 水野 周
 澤田 直子
 横浜刑務所 渡辺 真也
 川越少年刑務所 向川 岳彦**
 黒川 潤

1 研究の目的

現在多くの行刑施設で実施している問題群別処遇は、受刑者の個々の問題に対応して一定の集団を編成し、それぞれの問題性に即してより効果的と考えられる働きかけを行うことにより、彼らの持つ社会適応上の問題点を除去し、行動態度の変容を促すことを目的としている。これはまた、刑事施設法案が予定する生活指導の一分野をなすものであり、将来、充実すべき処遇方法である。

そこで、当研究所では法務省矯正局の指導、協力の下、現在の問題群別処遇の状況を調査し、将来における当該処遇の発展のための基礎的な資料を得ることとした。本稿は、この結果をまとめたものである。

2 研究の方法

研究対象は、支所を含めた全行刑施設で平成5年度の1年間に実施された問題群別処遇で、法務省矯正局編「教育関係処遇事例集」（行刑施設編）の生活指導、(1) 処遇類型別

指導の項に示されている八つの処遇類型及び各行刑施設で問題群別処遇として取り扱った処遇とした。

調査は、3種類の調査票により実施した。調査票Aは各行刑施設における平成5年度の実施状況全般について、調査票Bは問題群別処遇の実施回数等のデータについて、調査票Cは各問題群別処遇における指導のねらい、対象者の選定基準、指導の方法等の記入を求めた。

3 問題群別処遇の実施状況の概要

(1) 問題群別処遇の種類

平成5年度に実施された問題群別処遇の種類は下記の16種類である。

覚せい剤乱用防止教育	55 施設 (59 コース)
暴力団離脱指導	26 施設
断酒教育	24 施設
交通安全教育	15 施設
常習累犯窃盗者教育	5 施設
異性問題教育	4 施設

*現法務省矯正局

**現東京矯正管区

発達遅滞者教育

2施設

以下は1施設でのみ実施されたものである。徒遊者教育、非社会型者教育、情緒調整教育、神経症者教育、対人関係教育、命の教育、消費者教育、高齢者教育、MOT 処遇実施対象人員は、約5,800名であった。

なお、上記の問題群別処遇は、すべて平成6年度も継続実施されており、調査時点の平成6年8月1日現在、新たに覚せい剤乱用防止教育が1施設、暴力団離脱指導が6施設、断酒教育が4施設において開始されている。

平成5年度になんらかの問題群別処遇を実施しなかった施設は13施設（本所）であるが、刑執行開始時の指導、釈放前指導時においては、それぞれ覚せい剤乱用防止等の指導を実施している。

問題群別処遇を実施できない理由として、「限られた物的設備かつ人的資源の下で効果的に問題群別処遇を行うことは相当の困難を伴う」と述べている施設もある。また、小規模の拘置所では、経理夫も少なく、処遇群として編成することが難しい状況であるとしている。

支所では、4刑務支所が問題群別処遇を実施している。

(2) 対象者の編入

問題群別処遇に編入する受刑者については、各問題群別処遇別に説明するが、問題群別処遇の対象になるべき問題を有しながら編入できなかった受刑者として、集団処遇不適合者、規律違反で懲罰中の者、残刑期の少ない者のほか次の者があげられる。

無期刑又は長期刑で当分釈放の見込みのない者

累進処遇第2級又は第3級以上を編入の条件とされている場合それに達しない者

仮釈放を目的とし偽装離脱の恐れのある者（暴力団離脱指導）

識字能力のない者（日記指導、作文指導に必要のため）

さらに、更生意欲のある者、暴力団関係者以外の者（暴力団を離脱意思ある者は可とする。）、行刑成績の良好な者、グループ活動に支障のない者という条件が付されている場合もある。

(3) 問題群別処遇の効果

問題群別処遇の効果についての質問に対して8施設が、問題群別処遇を受けた者の再入率が低いことを挙げている。一例を挙げると、あるYA級施設では、3年間に問題群別処遇を受けて出所した383名のうち61名（15.9パーセント）が再入したが、同所の出所後3年間の再入率が23パーセントであるところから、問題群別処遇修了者の再入率が低いことが推測できたとしている。

断酒教育については、あるB級施設で断酒教育修了出所者13名について保護司等に依頼し調査したところ、断酒中の者4名、飲酒した者3名、飲酒したか否か不明の者6名であったという。

(4) 問題群別処遇に関する問題点等

問題群別処遇に関する問題点、施設の希望意見等の主なものは次のとおりである。

① 指導者の養成、研修の必要性

17施設がこの問題を取り上げており、「指導者が少なく時間も限られるため、時間を増やせば対象者が減少し、対象者を増やせば一人の対象者に費やす時間は減少せざるを得ない。」「専門的知識のある者がいない。」「現在の指導者の負担が大きい。」等の問題点が指摘されている。指導者の研修を求める意見が10施設から提出されている。

また、指導者に関連して、外部専門家の優れた指導が大きな効果を挙げているとの報告もある。「その指導技法は、とおり一遍の薬害教育だけではなく、講師と受講者が一体となって個々の性格診断、個別カウンセリング等により、個々の欠点、問題点を探求し、それに応じた解決策を見つけ出し、将来の生活設計まで指導している。その結果、受講者全

員が修了時には二度と覚せい剤に手を出さないと決意している。」とのことである。

② 教材の不足

15施設から意見が提出されている。いずれも教育用に適したVTR、図書等の不足を訴えており、教材の配布や施設間の情報交換の必要を述べる意見が多い。

③ 指導内容の充実

指導内容については、分類センターを有する施設においても、「心理技官の数が多点では比較的恵まれているが、個別鑑別の技法と集団をリードする技法とは相違する部分も多く（中略）、集団の生成、発展段階、終結等各段階における問題やその終結方法、方向付け、リードの仕方等具体的で包括的なマニュアル作りに向け、研究を続けている。」との状況にあり、他の施設においては、「問題群別処遇もただ実施すれば良いというのではなく、内容の充実を図る時期に来ているのではないか。」「特に専門的知識のない職員が担当する機会が多く、教育が形式的になる可能性がある。」等さらなる発展を目指して指導を充実しようとする意見が提出されている。

以上との関連で、指導マニュアル、指導事例集の作成を求める意見もあった。

④ 外部関係機関との連携の必要性

暴力団離脱指導では、暴力追放推進センター、保護観察所等との協力、断酒教育では、釈放後帰住地の断酒会への加入勧奨等、外部機関との連携の必要性が述べられている。

4 問題群別処遇別の概況

(1) 覚せい剤乱用防止教育

① 指導のねらい

覚せい剤乱用防止教育のねらいとして、ほとんどの施設が「覚せい剤の恐ろしさ、危険性を理解させる。」ことを挙げている。次いで「覚せい剤にかかわることになった自己の問題点を理解させ、将来再度覚せい剤を使用しないことを誓わせ」、また、他の薬物使用

者と同様に罪の意識がない者が多いことから、罪を認識させることや「家庭及び社会生活の崩壊の危機を認識させる」ことを掲げ、遵法的態度の育成を指導のねらいとしている。

② 対象者の選定基準

覚せい剤事犯者全員が対象になるべきであるが、グループ編成上の適正人員の関係から、選定基準を設けている施設が多い。

選定基準としては、更生意欲のある者、暴力団関係者以外の者（暴力団を離脱する意思のある者は可とする。）、行刑成績の良好な者を掲げているが、「グループ活動に支障のない者」を掲げている施設もある。暴力団関係者を排除するのは、確信犯的な者が多いこと、少数グループの中で処遇を混乱させたり、不正連絡を図ることを防止するためとしている。識字能力は、作文指導、日記指導に必要なためとされている。

対象者選定の問題として、「使用初期の者にはかえって好奇心を増進させる場合がある。」「中毒後遺症の強い対象者にも行いたい、心情不安定にさせるおそれがあるので対象外にしている。」との意見もある。

編入方法は、途中での編入を認めるか否かにより、固定式とさみだれ式に別けて調査したところ、46コース（78パーセント）が固定式であった。

③ 指導方法等

1コースの人員は6名ないし10名が多く、実施施設の半数を超えている。

特別に処遇を実施する場合には、どのように対象者を組み分けするかが大きな問題であるが、「社会での知り合いや反社会性の強い常習者が多数おり、グルーピングが難しい。」「暴力団関係者が多いので編成が難しい。」「使用状況に応じた細分化が望ましいが、現状では対応が困難である。」との意見があるものの、多くは対象者の質の問題ではなく、「対象者が多いので、全員が参加するまで時間がかかる」といった対象者が多数であるこ

とによる制約に悩んでいる回答内容であった。

標準的な1コースの指導回数は4ないし6回、3月間で修了するタイプのもので、平日の作業時間に実施するものと平日の余暇時間に実施するものとほぼ半々である。

標準的なカリキュラムの一例を挙げると、次のようなものである。

- 1回目 オリエンテーション
薬物使用の社会的意味を考える。
VTR 視聴
- 2回目 中毒作用
覚せい剤の人体に及ぼす影響を考えさせる。
VTR 視聴
- 3回目 家庭破壊
薬物使用と家庭破壊
録音テープ (引受人の話)
- 4回目 集団討議
薬物使用についての反省の討議
集団討議のち誓約書提出
- 5回目 個別面接
カウンセリング

1回目から3回目までは、各回とも感想文を提出させている。

3回目には、テープを聴取させるほか、最近の薬物事犯者の状況と引受人の心情と覚せい剤と暴力団に関する講話を実施する。

この事例では、2週間に1回60分、平日の夜間に実施し、個別面接は2か月後に実施している。

④ 指導上の留意事項

施設から提出のあった主なものは、次のとおりである。

ア 指導の方向性

ただ単に「覚せい剤を止めなさい。」と指導するだけでは、当然表面的な反応しかえられない。そのため、まず、自ら反省し考えさせることや覚せい剤の害悪を認識させるといった方向づけをし、さらに、覚せい剤の使用について「自己の性格との関連づけを明確にし

て自覚させる。」、「本人の生き方の価値の問題としてとらえる。」ようにしたり、覚せい剤とのかかわりを持った原因を自覚させ、その結果、内面の変化、洞察を促すように方向づけしている。

また、全員が常に熱意を持って受講するのではないため、本音で話し合える雰囲気を作ることや表面的に流されないように注意し、「指導する職員が少なく、マンネリ化しやすいので、毎回新鮮な気持を維持させる」、「興味本位の情報交換の場にしない」、「指導事項は舍房や工場には持ち込ませない」等の配慮をしている。

イ 指導方法について

9割以上のコースでVTRを教材として利用しているが、適当なものが少なく、苦慮している施設が多い。以前某テレビ局が放映した城野医療刑務所の覚せい剤中毒受刑者の様子を伝えたものを利用し、受講者から「あれほど恐ろしいものとは思わなかった。」との感想が聞かれ、そのような生々しいものを提供してほしいとの意見がある。反面「VTRには薬の成分や生理学的影響を説明するものが多く、善悪や道徳心に訴えるものが少ない。」といった意見もある。薬害を認識させるため、精神科医師の専門的講話を心掛ける施設もあるが、専門家の不足を訴える意見が多い。上記以外にも、指導上の留意事項として「受刑者の犯罪の特徴、性格及び居住環境の問題を把握しておく」、「法律についても理解させ、規範意識を目覚めさせる」ことを掲げる施設もある。

いずれにせよ、指導内容を反復説明し、どれだけ理解したかを確認して指導を進めることを留意事項としている施設が多い。

⑤ 評価について

問題群別処遇がどの程度効果があったか、受刑者に浸透したかを知る方法として、多くの施設が実施している方法は、感想文、アンケートの提出であり、日記指導、座談会等に

おける意見発表がこれに次いでいる。また、個別面接で評価している施設もある。評価を行刑成績に反映している施設が3施設ある。

⑥ 覚せい剤乱用防止教育のまとめ

総論で紹介した外部講師の指導例にあるように、覚せい剤乱用防止教育修了直後には全員が二度と覚せい剤を使用しない決心をしており、それなりの効果が認められるが、一方、教材のVTRは、表現がオーバーで少々なら大丈夫と考える者とか、覚せい剤の薬害は理解しても自己の人生に与える影響を真剣に受け止めない者もあり、成果を確実なものにするために、今後とも教材の充実、指導者の養成等に努めていく必要がある。

(2) 暴力団離脱指導

① 指導のねらい

暴力団離脱指導のねらいは、対象者に助言指導を行い、暴力団の害悪についての理解と反省を通じ、暴力団組織からの離脱を図ることにある。

② 対象者選定基準

対象者は現に暴力団組織に加入している者であるが、若干の施設では元暴力団員も指導の対象としている。

対象者の選定基準については、指導方針とも関連して、全施設が同じというわけではない。

暴力団からの離脱意思を有し、更生意欲のある者のみを指導対象とする施設と暴力団から離脱意思のない者をも指導対象とする施設がある。

前者については、なんらかの形で暴力団からの離脱意思を表明している者に対して、その意思を一層強固なものにするため各種の指導を行い、暴力団離脱誓約書を所長に提出させ、警察等を経由して所属組長に離脱承認を求めさせ、さらに、釈放後の就職斡旋を暴力追放推進センター等の協力により実施するという手続につながらせている。

後者については、離脱意思のない者に対し

離脱に向け職員が個別指導し、暴力団組織から離脱するように指導する方式が多いが、集団指導を実施している施設もある。離脱意思を表明すれば、以後は前者と同じ手続を実施する。

当初から離脱意思を有する者は少ないので、前者の指導のみを行う施設では年間の指導人員が少なく、指導人員数が10名未満の施設も7施設ある。後者の場合の対象者数は当然多くなり、平成5年度1年間で100名を越える対象者を指導した施設が6施設ある。

また、残刑期が6月以上あること、所内生活における行状が良好であること、累進処遇第2級であること、一定以上の識字能力を条件にしているも施設もある。

③ 指導方法

ア 暴力団離脱指導に当たっては、その性質上対象者の家族が所属暴力団から危害を加えられることのないようにその安全等に配慮しなければならないので、原則として個別指導とする施設が多いが、集団指導を実施している施設も4施設ある。この4施設中3施設が離脱意思のある者を、1施設が離脱意思の有無に関係なしに、それぞれを指導対象としている。

イ 指導期間

指導期間を明確に定めている施設は18施設で、指導回数も10回以上が6施設である。指導期間を定めない8施設においては、個別指導のため期間を決め難いこと、本人が離脱を表明したのち離脱が確認できるまで、又は釈放まで随時指導を実施する必要があることによる。

ウ 指導の性格上教材になじみ難いので、13施設は教材を使用していない。

④ 指導内容

ア 個別指導のカリキュラム

個別指導においても、職員の指導内容を規定している施設が多く、標準的なものは次のとおりである。

暴力団の社会に与える害悪について

暴力団の家族に与える害悪について

暴力団離脱の方策と援助について

釈放後の生活及び就職援助について

イ 集団指導のカリキュラム（離脱意思を表明している場合）

- 1 回目 暴力団離脱の目的
- 2 回目 過去の暴力団生活
- 3 回目 暴力団の悪影響（社会に及ぼすもの）
- 4 回目 同上（家族に及ぼすもの）
- 5 回目 暴力団加入と犯罪
- 6 回目 離脱の方策
- 7 回目 釈放後の生活設計
- 8 回目 暴力団離脱指導修了に際して

ウ 集団指導のカリキュラム（離脱意思を表明していない場合）

- 1 回目 親子の絆 VTR
- 2 回目 人間らしい生き方 VTR
- 3 回目 暴力団からの離脱 集団討議
- 4 回目 家族の気持 VTR
- 5 回目 人生設計 VTR
- 6 回目 出所後悪友に誘われたら 集団討議

⑤ 指導上の留意事項

施設から提出のあった主なものは次のとおりである。

組織に対する問題意識を持たせるようにする。

暴力団離脱のための具体的な方策について考えさせ、離脱を妨げる要因があれば、その解決策を検討する。

暴力団に加入した動機を述べさせ自己を見つめ直させる。同時に加入動機を分析し、本人に応じた離脱指導の展開を決定する。本人の言動、面会、発受信の内容から離脱意思を確認する。

組事務所から離れた場所への帰住を指導する。

受容的態度で接し、相談の場であると受け

止めさせる。

具体的、現実的な事柄に基づいて指導する。

暴力追放運動推進センター等の外部団体について十分理解させる。

⑥ 離脱手続及び実績

暴力団からの離脱に関する具体的な手続について、平成5年度において暴力団離脱指導を実施した施設につき、暴力団離脱指導をうけたか否かに関係なく離脱者数等を調査した結果は、次のとおりである。

具体的内容	人員
暴力団離脱誓約書を所長あてに提出した者	1,066名
所属組長に離脱承認を求めた者	257名
上記のうち組長から離脱の承認を得た者	164名

⑦ 暴力団離脱指導の問題点

施設が挙げた主な問題点は、次のとおりである。

真の離脱意思の確認が困難（仮釈放のための偽装離脱の懸念がある。） 19施設
 社会復帰後、現実に暴力団を離脱したかの追跡調査が困難 5施設
 離脱意思を表明した後の就職斡旋、環境調整が困難 4施設
 教材、指導のための参考資料の不足 4施設

所内だけの指導には限界がある。外部機関との協力の必要性 3施設

⑧ 暴力団離脱指導のまとめ

平成4年3月1日「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」の施行を契機に各都道府県に暴力追放推進センターが設置され、全国的な運動が展開されるようになったが、暴力団員の社会復帰に関して、矯正施設と警察機関との協力について法務省矯正局長から通達が発出され、暴力団離脱指導もこれを契機に活発化された。今回の調査でも、暴力団離脱指導については、開始以来3年未満の施設が26施設中20施設であった。そのため、

各施設とも現状は試行段階にあると思われるが、今後の成果が期待される場所である。

(3) 断酒教育

① 指導のねらい

断酒教育の指導のねらいについては、特に施設の特徴はなく、「アルコールの取り過ぎが心身に与える害悪を理解させ、自己の犯罪と飲酒の結び付きを考えさせ、断酒の決意を固めさせる。」としている。

② 対象者の選定基準

対象者は、飲酒が犯罪原因になっている者とされているが、選定に当たり、アルコール中毒で入院歴のある者、入所時に実施するアルコールに関する自己診断で「問題あり」の結果が出た者を条件に加えている施設もある。さらに、所内生活が安定している者、対人関係が良好な者、意欲のある者を条件にしている施設も多い。特殊な例として、大量飲酒者に対して釈放前に実施する、あるいは仮釈放のための地方更生保護委員の面接終了者のうち特別遵守事項に「酒を慎むこと」が入る可能性のある者に実施するとする施設がある。

③ 指導内容

おおむね1コース10名程度で4月ないし6月間、月1回でカリキュラムを設定している施設が多いが、社会の断酒会同様カリキュラムはなく、月1回の開催で、毎回断酒の誓いの朗読、体験発表、断酒会の機関紙の輪読、断酒の歌の合唱等を繰り返す施設（この場合、編入から釈放まで継続して実施する。）もある。また、原則的に個別指導で行う施設もある。

ある施設のカリキュラムは次のとおりである。（月1回、5月で修了）

- 1回目 アルコール依存症について
酒の薬理作用、病気の概念
- 2回目 久里浜式アルコールスクリーニングテスト
テストの実施、病識の自覚

- 3回目 病識と断酒の必要性
病気回復のターニングポイント、
抗酒剤利用
- 4回目 断酒会及びAAについて
上記について説明及び紹介
- 5回目 アルコール依存症より回復した者の
体験談（外部講師）
修了時にアンケート調査及び感想
文を作成させる。

断酒教育の特徴として、8施設が指導を外部協力者（主に断酒会員）に依頼しているが、指導者自身がアルコール依存症から回復したという、職員にはない体験を有しているだけに、指導の効果も高いようである。

④ 指導上の留意事項

多くの施設が挙げている指導上の留意事項は、次のとおりである。

体験を正直に発表することは、お互いを高める学習のためであることや秘密保持について指導し、安心して発表させる。

釈放後も断酒が継続できるよう、地元断酒会、AA等への参加を呼び掛ける。（最近まで、地元断酒会が所在地を受刑者に秘密にするよう施設に依頼していた例がある。）

外部講師の体験から、アルコール依存は断酒によってしか克服できないことを理解させる。

なお、釈放直前に誓約書を書かせ、身元引受人に送付し、釈放後の断酒の動機付けにしている施設もある。

⑤ 評価について

断酒教育の評価をしている施設は全体の半数の12施設であり、そのうち4施設がアルコール依存を積極的に断とうとする努力と更生意欲を評価し、行刑成績にも反映させている。評価は主に感想文の提出、個別面接によるが、断酒教育の前後にTEGテストを実施し、その変容を測定している施設もある。

⑥ 問題点

各施設が挙げた主な問題点は、次のとおり

である。

指導期間中の断酒の決意は固いが、社会復帰後その決意を持続させること（断酒会への入会等）が難しい。

指導者の専門的知識や指導技法の不足にかんがみ指導者の養成の必要性がある。

断酒教育での座談会では本音が引き出せない。

断酒教育の必要がある者に比べ、指導を希望する者が少ない。

施設内の指導にとどめないため、釈放後の保護関係機関、身元引受人との連携が不可欠である。

⑦ 断酒教育のまとめ

断酒教育については、さまざまな方式が見られ、カリキュラムを設定せず社会の断酒会と全く同じ指導を毎回繰り返すもの、個別指導を原則とするもの、釈放前指導を拡大したもの等、実施している24施設がそれぞれ工夫をして効果を挙げようと努力している。

24施設のうち17施設が断酒教育開始5年以内であり、試行段階にあると考えてもよいと思われ、今後の発展に期待したい。

(4) 交通安全教育

① 指導のねらい

交通安全教育を実施している15施設とも、遵法精神と人命尊重、社会人としての自覚を持った生活態度の涵養を掲げ、交通事故の背景にある価値観や生活態度上の問題点を自覚させ、意識、態度の変容を図ることによって社会適応性を付与することとしている。

② 対象者選定基準

交通安全教育を実施している15施設中13施設が交通事犯受刑者であることを選定条件にしているが、2施設では交通事犯受刑者であることを選定条件にはしていない。1施設では交通事犯受刑者のほか外部通勤者を全員対象にしている。交通事犯者集禁施設では、入所者全員を対象としている。他の施設では、反社会集団に所属しない者、一般刑事犯罪歴

を有しない者等の基準を設けてい場合もある。

③ 指導内容

交通安全教育の指導内容は、交通事故の経験者として、再び事故を起こさないための指導が中心となっており、

ア 法律的、技術的知識を付与するもの

イ 道徳心、責任感を養うもの

に分けられる。

指導技法は、施設の設定の程度、専門職員の配置、外部機関の協力の有無等によって差異がある。

ある交通事犯者集禁施設では、交通安全教室（週1回90分4回）を全収容者に受講させ、対象者の問題性に依じて集団討議（週1回90分8回）またはサイコドラマ（週1回90分8回）のいずれかを受講させている。

これと別に一般的には、安全運転の心構えと基礎知識、事故と安全運転、交通法規、事故事例の研究等を講義、集団討議、VTR視聴等により実施しており、期間や回数もさまざまであるが、標準的なものは1回60分、月2回実施して計6回で終了する方式である。各施設のテーマを集計すると次のようになる。

ア 運転者の社会的責任	5
イ 運転適性（運転適性検査を含む。）	10
ウ 安全運転	11
エ 事故について	
自己の起こした事故の分析	4
事故の恐ろしさ	7
事故の責任	6
今回の事故の代償	2
事故防止	6
酒と事故	2
オ 交通法規	9
カ 自動車工学	2
キ 道徳教育	3
ク その他	5

④ 指導上の留意事項

交通事犯だけで入所した者は罪の意識に欠けるので、遵法精神の涵養に努めるが、事故

の反省、討議の場については、話しやすい雰囲気作りには留意するほか、個人のプライバシーについては他言しないよう注意を与えている。

⑤ 評価

対象者の成績を評価する施設が10施設あり、うち6施設はその評価を行刑成績に反映させている。一例を挙げると、運転に対する社会的制限について十分な知識を持ったか、法に対する知識、意義等が十分認識されたか、交通において他者に対する思いやりの大切さを理解できたか、の3項目について5段階評価をしている例もある。

⑥ 問題点

平成5年度の対象者が300名を超える施設から2名の施設までさまざまであり、施設が挙げた問題点も多様である。

対象者が少ない。 4施設

対象者の人数が一定せず、刑期の長短がある関係で集団構成が理想的に行えず、系統的な教育とならない。 3施設

指導者が、変貌の激しい社会の交通事情や交通法規の習得に苦慮する。また、テキスト等も最新のものを使用する必要がある。 3施設

対象者が外部通勤等のため、指導が夜間休日に限られる。 2施設

施設内に運転コースがないので、実践的指導面に欠ける。 2施設

⑦ まとめ

全体的に見ると、各施設とも同じ目標を目指しながら方法論はさまざまであるといえよう。問題点として施設が挙げている事項は、全施設共通というよりは、各施設の被収容者の特性や設備、地域事情、専門職員の有無等に起因しているようである。各施設とも外部講師の協力を得たり、教材を工夫したりして努力している。

交通安全教育の目標として、遵法精神を涵養させることと同時に、交通事故受刑者が自己管理能力に問題があり、自発的な自己管理

を啓発する必要があるとすれば(注)、グループ内でそれぞれの体験を参考にしつつ、何が間違っていたか、不足していたかを各自が理解でき、さらには被害者の立場、家族の立場等を実感できるカリキュラムが必要であろう。交通事故者集禁施設以外の施設でも、現にこのような点を考慮してグループの相互作用を活用した指導を目指しているが、さらにこの方向での努力を重ねるべきであろう。

(5) 常習累犯窃盗者教育

① 指導のねらい

規範意識の欠如、勤労意欲の欠如、無気力、意志薄弱等の特性に対する自己洞察を深めさせるとともに、自立性、主体性を養わせる等生活態度の変容を図る。

② 対象者の選定基準

常習累犯窃盗者で希望する者

③ 指導内容

1 グループの定員は5名ないし12名で、講義、集団討議、ロールプレイング、日記指導、個別面接等により、犯罪原因の探求と反省、犯罪に対する罪障感・被害者感情の認識、勤労意欲の涵養、金銭感覚・物欲の偏りの是正等について指導する。

指導期間は3月が3施設、4月及び1月各1施設で、回数は1回、4回、6回各1施設、12回2施設である。

④ 標準的なカリキュラム

施設により差はあるが、標準的なカリキュラムは、次のようなものである。

1回目 編入式 2回目 日誌指導、作文指導

3回目、4回目 体験発表(犯罪歴)

5回目 集団討議(各人及び自分の問題点)

6回目 集団討議(家族、友達関係の大切さと犯罪)

7回目 講義(勤労の意義)

8回目、9回目、10回目 集団討議(人間として真の生き方等)

11回目 面接指導

12回目 終了式

毎回の日誌指導を行い、課題作文を2回提出させる。

⑤ 指導上の留意事項

職業犯として窃盗が常習化している者は定職に就く意欲が乏しいので、施設等の援助で定職に就くよう指導する。

安易な人生観が人生を狂わせていることを理解させる。

⑥ 評価

評価の上、行刑成績に反映させているのは2施設で、他は評価していない。

以下の4項目について、5段階評価している施設がある。

犯罪者と交際しない自覚ができたか。

他人の財産に手を付けられない信念ができたか。定住して正業につくための生活設計を立てる努力をしているか。

自分にとっての問題点や課題を認識しているか。

⑦ 問題点

犯罪が常習化しており、にわかに顕著な効果を期待できない。

集団指導、作文指導等が中心であるため、表現の巧拙により理解の程度、更生意欲の確認に差異が生じ、客観的な評価が困難である。

(6) 異性問題教育

① 指導のねらい

この処遇は4施設で実施されているが、男子、女子それぞれ2施設づつであり、指導内容はいずれも異性観を健全なものに修正することをねらいとしている。男子施設では、性犯罪者や性倒錯的傾向をうかがわせる者が、とかく自分だけの都合や欲求を満たそうとする傾向が強いので、相手を考慮した男女関係（ひいては人間関係）を構築していくことに目を向けさせる中で、正しい性のモラルを植え付け、女性観についてのゆがみを是正することをねらいとし、女子施設では、母として、女性としての責任感をもたせ、正しい男性観、

家庭の在り方を考えさせ、売春、性病等が社会にとって有害であることを理解させることとしている。

② 対象者の選定

男子については、性犯罪者、性犯罪に動機付けられ易い者、性倒錯的傾向がうかがわれる者とする。

女子については、性に対する意識のゆがみが犯罪の要因となっている者とするが、40歳未満、グループ指導に堪え得る者等の条件を設けている施設がある。

③ 指導内容

男子は12回と6回（いずれも3月）、女子は6回（3月）と4回（4月）で、講義、集団討議、ロールプレイング等により行う。

主な指導内容は次のとおりである。

男子「性のモラル」、「女性の立場・女性観」、「性と男らしさについての偏見に気付かせる」、「エイズ」、「望ましい家庭の在り方」

女子「女性の生き方」、「妊娠中絶の恐ろしさ・避妊について」、「我が結婚」、「婚姻関係の法律等」、「女性の幸せとはなにか」

④ 指導上の留意事項

対象者の問題性が多様で、かつ自分の責任として自覚しない者が多いことから、自分に問題があるという意識を持たせる。興味本位の討議にさせない。指導の際に知った個人のプライバシーを他に漏らさないよう指導する。

⑤ 評価

男子の施設では、女性に対する偏見は改善されたか等3項目について5段階評価する施設と、問題意識の程度、共感性や対人接触技術について個別に評価するが定型はない施設がある。女子の1施設は、指導前後のアンケートで変容を比較している。

⑥ 問題点

メンバーの資質が多様であるため、共通の意識が生まれにくい。本指導に参加したこととで性犯罪者であることが他の受刑者に分かり

恥ずかしい思いをする者がある。(以上男子施設)

対象者の年齢を50歳程度まで上げる必要がある。講師に外部講師, 若年男子職員を加えてはどうか。(以上女子施設)

個人のプライバシーに密接に関係する問題なので, 指導が困難な場合がある。(共通)

(7) 発達遅滞者教育

① 指導のねらい

日常生活に必要な一般常識や問題解決の方法を身につけさせる。

② 対象者

精神薄弱者及びこれに準ずる処遇が必要と判定された者

CAPAS 能力検査により IQ 相当値が70未満の者

③ 指導内容

集団箱庭療法, 生活場面訓練, ロールプレイング等を通じ自己を表現することへの自信の深まりを探り, 自己の内面を見つめ, 行動改善の目標をつくる。

④ 指導上の留意事項

メンバーの能力, 性格等を考慮して, 平易できめ細かい指導を心掛けるほか, ロールプレイング等で具体的な場面を設定して自己を表現させ, 衝動のコントロールや対人社会技術の向上をはかる。

⑤ 評価

指導の始期及び終期に個別の評価を行う。

⑥ 問題点

対象者の興味と関心の範囲が特に狭いことが多く, 指導に拒否反応を示すことがある。集団を作り難く, 集団関係も稀薄になりやすい。

(8) その他の問題群別指導

一施設でのみ実施されている問題群別指導は9種類である。処遇内容等を一括して記すと次のとおりである。

なお, MOT 処遇については, 半開放的処遇であり指導内容等が他と異なるので, 選定

対象者のみの紹介にとどめる。

① 指導のねらい

非社会型 家庭生活等を維持できる自発性, 積極性等を付与する。
徒遊者型 勤労の意義, 職業を考えさせ, 社会適応能力の育成を図る。

情緒調整処遇群 情緒の成熟を図り, 計画性, 社交性等を育てる。

神経症 自己の長所, 短所を知り長所を伸ばし, 感情を素直に表現できるようにする。

対人関係 社会生活での対人関係を学習させる。

命の教育 自己の犯罪に対する反省の念を深め生命の尊厳性を認識させる。

消費者 借金の抑制心を培わせる。
高齢者 釈放後の人間関係が維持できる態度及び能力の育成

② 対象者

非社会型 ア 無職又は頻回転職の傾向が強い者

イ 無気力がかつ集団内で孤立しやすい者

徒遊者型 非社会型以外の無職又は頻回転職者

情緒調整処遇群 軽度精神薄弱者, 人格上の未成熟が強く情緒的バランスを欠く者等

神経症 心理的葛藤を原因として放火等の犯罪を繰り返す者

対人関係 懲罰事犯を繰り返す等施設への適応力を欠いている者

命の教育 人命に関する罪で受刑し

ア 新入教育を終了した者

イ 工場就業5年を経過し命の教育を受けていない者

消費者 サラ金等の安易な利用で

生活の破綻を招いた者等
高 齢 者 おおむね60歳以上の者
MOT 処遇 以下の条件を満たし、半開放的
 処遇が有効と認められる者
 ア 行刑成績及び行状が良
 好で、改善更生の意欲が

認められる。
 イ 刑法第28条に規定す
 る期間を経過している。
 ウ 家族あるいは引受人等
 との関係が良好である。

③ 指導回数

指導回数等は次表のとおりである。

指導回数等

名 称	期 間	回 数	実 施 人 員	備 考
非社会型	3月	12回	37名	全部個別指導 全部教誨師等の講義
徒遊者型	3月	12回	40名	
情緒調整処遇群	3月	6回	6名	
神経症	4月	4回	15名	
対人関係	3月	4回	15名	
命の教育	6月	6回	32名	
消費者	5月	5回	30名	
高齢者	1月	4回	10名	

④ 指導内容

非社会型 ゲームの指導2回，ロールプレ
 イング5回，集団討議2回，個別指導2回を
 実施する。
徒遊者型 意見発表，集団討議，ロールプレ
 イング6回，個別指導3回等を実施する
情緒調整処遇群 家族画，バウム・テスト，
 音楽指導，職業についてのVTR視聴等
 を実施する。
神経症 自己紹介1回，事前に作文，絵を書
 かせ，それについて討議等3回
対人関係 個別指導後「私の交遊関係」等の
 課題で作文を書かせる。
命の教育 一般倫理，道徳及び生命の尊厳性
 を認識させる講話を実施する。
消費者 サラ金の利用体験発表，ローンと金
 利の講義等を実施する。
高齢者 成人病と健康法，人間関係について
 講義と討議を実施する。

徒 遊 者 型

情 緒 調 整 処 遇 群

神 經 症

対 人 関 係

命 の 教 育

消 費 者

る力を育てて，自己を表現
 する楽しさを感じさせる。
 職業観やそれに根ざした人
 間関係を円滑にすることに
 指導の重点を置き，遊興を
 中心とした生活態度の変容
 を図る。
 目標や計画に沿って生活す
 ることの大切さを理解させ
 る。
 「神経症」といった言葉を
 対象者に知られないように
 し，生活指導のため選ばれ
 たという気持を持たせる。
 対象者の本音を引き出し対
 人関係を改善しようとする
 意欲を育てていくよう指導
 する。
 一方的な講義にならないよ
 うにする。
 内面の変化を促し，健全な

⑤ 指導上の留意事項

非 社 会 型 自己を表現し他者に共感す

経済生活を築くよう指導する。

高 齢 者 対象者の発言内容により処
遇上不利益な扱いをしない。

⑥ 評価

評価し、行刑成績に反映させている処遇
対人関係

評価するが、行刑成績に反映させない処遇
非社会型 徒遊者型 情緒調整

評価しない処遇

神経症 命の教育 消費者 高齢者

⑦ 問題点

非 社 会 型 仲間意識に乏しく、集団を
作りにくい。拒否的反応は
少ないが、黙り込む等の抵
抗は多い。

徒 遊 者 型 メンバーの等質性が少なく、
共通の問題意識を深めにく
い場合がある。

情緒調整処遇群 能力的にも差があり、指導
に困難をきたす。

神 経 症 集団討議でのテーマの掘り
下げが困難である。

対 人 関 係 本指導は開始されたばかり
で、職員の啓蒙が必要。

命 の 教 育 真剣に取り組ませる必要が
ある。

消 費 者 教材や指導教本が少ない。

高 齢 者 個別指導が十分できない。

おわりに

本研究は各行刑施設において実施されてい
る問題群別処遇の状況を調査し、基礎的な資
料を得ることを目的としており、各施設から
回答のあった事項を集計分析することをもっ
て一応の責務を果たしたものとして報告させ
ていただいた。

なお、本研究の対象は平成5年度の実施状
況であり、すでに1年余を経過しており、そ
の間すでに本処遇についての見直しが実施さ

れていることが、各管区の研究発表会、職務
研究誌等において発表されていることも申し
添えるものである。

おわりに、本研究のために、指導、協力を
賜った法務省矯正局、各矯正管区、各行刑施
設に対し、心から感謝の意を表するとともに、
研究全般について懇篤な助言を賜った法務省
矯正局教育課小野記忠氏に厚くお礼を申し上
げる次第である。

注：福島啓造は「交通事故受刑者の特質と処遇」
(矯正研究 25号)において、交通事故の犯罪性
について次のように述べている。

- 1 交通事故の犯罪性の中核は、自己管理能力の不足あるいは欠如である。
- 2 運転場面で適切な自己管理を行い、交通犯罪を惹起しないためには、交通安全に関する正確な知識と強固な安全運転意識が必要である。
- 3 自己管理能力伸長のためには、個別的処遇要領による矯正処遇をもう一步進め、「個別的自己改善計画」による自主的な自己改善・啓発活動に取り組ませることが必要である。

付属資料

実施経過年数

年 数	覚 せ い 剤		暴 力 団 離 脱		交 通 安 全		酒 害 教 育		そ の 他		合 計	
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
3年未満	6	10.1	20	77.0	4	26.7	9	37.5	4	20.0	43	29.8
5年未満	9	15.3	1	3.8	1	6.7	7	29.2	7	35.0	25	17.4
10年未満	21	35.6	1	3.8	5	33.3	5	20.8	5	25.0	37	25.7
10年以上	23	39.0	4	15.4	5	33.3	3	12.5	4	20.0	39	27.1
合 計	59	100.0	26	100.0	15	100.0	24	100.0	20	100.0	144	100.0

1コースの期間

期 間	覚 せ い 剤		暴 力 団 離 脱		交 通 安 全		酒 害 教 育		そ の 他		合 計	
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
1月未満	3	5.1	1	3.8	/		1	4.2	/		5	3.5
1 月	8	13.6	1	3.8	2	13.3	3	12.5	2	10.5	16	11.1
2 月	10	16.9	4	15.4	1	6.7	1	4.2	/		16	11.1
3 月	17	28.8	4	15.4	6	40.0	5	20.8	10	47.4	42	29.2
6月以下	13	22.0	4	15.4	2	13.3	6	25.0	7	36.8	32	22.2
7月以上	7	11.9	3	11.5	3	20.0	3	12.5	/		16	11.1
不 定	1	1.7	9	34.7	1	6.7	5	20.8	1	5.3	17	11.8
合 計	59	100.0	26	100.0	15	100.0	24	100.0	20	100.0	144	100.0

1コースの指導回数

回 数	覚 せ い 剤		暴 力 団 離 脱		交 通 安 全		酒 害 教 育		そ の 他		合 計	
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
1～3回	7	11.9	5	19.2	1	6.7	/		1	5.0	14	9.7
4～6回	28	47.5	4	15.4	5	33.3	12	50.0	12	60.0	61	42.4
7～9回	12	20.3	3	11.5	2	13.3	2	8.4	/		19	13.2
10回以上	10	16.9	6	23.1	6	40.0	5	20.8	6	30.0	33	22.9
不 定	2	3.4	8	30.8	1	6.7	5	20.8	1	5.0	17	11.8
合 計	59	100.0	26	100.0	15	100.0	24	100.0	20	100.0	144	100.0

編入方法

編入方法	覚せい剤		暴力団離脱		交通安全		酒害教育		その他		合計	
	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
固定式	46	78.0	3	11.5	8	53.3	13	54.2	15	75.0	85	59.0
さみだれ式	13	22.0	1	3.9	7	46.7	9	37.5	4	20.0	34	23.6
個別指導	／		22	84.6	／		2	8.3	1	5.0	25	17.4
合計	59	100.0	26	100.0	15	100.0	24	100.0	20	100.0	144	100.0